

静岡県訓令甲第8号

くらし・環境部
土木事務所長
建築主事

建築基準法令取扱規程（昭和49年静岡県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

静岡県知事 川勝平太

様式第1号から様式第3号（その2）までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この訓令甲は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際現に改正前の建築基準法令取扱規程の様式により提出されている通知書は、改正後の建築基準法令取扱規程の相当する様式により作成された通知書とみなす。